

サポート内容と費用

相続登記 50,000円～

□ 相続登記の報酬

(1) 報酬には、以下の金額に消費税相当分を付加する。

①申請書	4万円 (※1, ※2)
②遺産分割協議書・相続分譲渡証明書等	4万円 (※2, ※3)
③相続関係説明図	1万円 (※2)
④法定相続情報一覧図	3万円 (※4)
⑤上申書	2万円 (※5)
⑥戸籍等の証明書の取得手数料	1通あたり1000円

(※1) 【申請件数】①不動産の引継人ごと、②登記の管轄ごとに1通

(※2) 【個数加算】(申請書及び遺産分割協議等) 不動産が3個以上の場合には、1個につき1000円を加算します。また、預貯金口座、株式その他有価証券、動産等については、1個につき1000円を加算。

(※3) 【遺産分割において「文案の推敲」を要する場合】単に相続させるのみの遺産分割協議ではない場合(例えば、換価分割・代償分割などの場合)5万円を加算。

(※4) 【同時依頼による減額規定】相続登記と同時にご依頼いただく場合には、1件あたり2万円に減額。

(※5) 【上申書作成費用】上申書は、原則は不要となりますが、被相続人が平成26年6月20日以前に死亡されている場合には、必要になる可能性があります。

□ 相続登記の実費

□ 登録免許税

固定資産の評価額の1000分の4 (減税規定がある場合には、その金額)

□ 戸籍等の証明書の取得手数料

1通あたり、850円から300円 (各市区町村による)

□ 登記簿謄本 (登記事項全部証明書) の取得

1通あたり600円 (オンラインの場合334円)

□ オンライン公図 (地図) の取得

1通あたり364円

□ 郵送料

法務局提出用520円×3通

相続人様への郵送及び返信用、証明書の取得用など